

1. 手帳

(1) 身体障害者手帳

[身・知・精]

身体障害者福祉法をはじめ、障がいに関するいろいろな制度の適用を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。一定以上の永続する障がいのある方に交付されます。また、障がいの程度は、重い方から順に1級から6級まであります。

1 対象者

*視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢機能・下肢機能・体幹機能）、内部障がい（心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝臓機能）、免疫機能に障がいのある方

2 申請に必要なもの

①交付申請書 ②診断書（決められた用紙に指定医が記入したもの）
③写真2枚（たて4cm×よこ3cm） ④印鑑

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■本人名による申請ですが、15歳未満の児童の場合は保護者が申請します。

■交付申請書、診断書の用紙は、各総合支所市民課市民係にあります。

■障がい程度の変更、新しい障がいの追加、紛失、破損などによる再交付申請もできます。

また、本人の死亡、住所・氏名が変更になった場合は届出が必要です。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

(2) 療育手帳

[身・知・精]

知的障がい者または障がい児が一貫した指導・相談や各種の援助を受けやすくするため、県リハビリテーション支援センターまたは児童相談所において知的障がいと判定された方に交付されます。

1 対象者

*金銭管理、読み書き、計算など、日常生活や社会生活上で知的行動に支障があると思われる方、知的障がいを伴う自閉症、精神発達障がい者など

2 障がいの程度

心理学的、社会学的、医学的見地から総合判定されます

→A（最重度、重度）とB（中度、軽度）に区分

3 申請に必要なもの

①申請書 ②写真2枚（たて4cm×よこ3cm） ③印鑑

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 18歳未満の児童の場合は保護者が申請することになります。
- 住所や氏名が変わった時や紛失、死亡や障がいの消失の場合は届出が必要です。
また、汚損した場合には再交付申請ができます。
- 手帳交付後に18歳未満は概ね2年ごと、18歳以上は5年ごとに障がいの程度を確認するため、再判定を受けることが必要となります。(障がいの程度により再判定が不要な方もいます)

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

[身・知・精]

精神障がい者の方の社会復帰・社会参加の促進を目的として精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度により1級から3級まであります。手帳の有効期間は発行日から2年間となっており、2年ごとに更新の手続きが必要です。

1 対象者

*精神障がいを有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方。(ただし、知的障がい者の方は含まれません)

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②印鑑 ③医師の診断書(初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの)または障害年金(精神障がいによるものに限る)を受給している方は、次のいずれかの書類の写し
 - ・年金証書及び直近の年金支払通知書又は年金支払通知書
 - ・特別障害給付金受給資格者証及び直近の国庫金振込通知書
- ④障害年金に係る照会同意書(障害年金による申請時のみ。各総合支所にあります) ⑤手帳の写し(更新の方のみ)
- ⑥写真1枚(たて4cm×よこ3cm)

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 申請書、診断書等の用紙は各総合支所市民課市民係または精神科医療機関等にあります。
- 障がい程度の変更、紛失、破損などによる再交付申請もできます。

また、本人の死亡、住所・氏名が変更になった場合は届出が必要となります。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

